

国立研究開発法人科学技術振興機構 次期中長期目標・計画の策定について

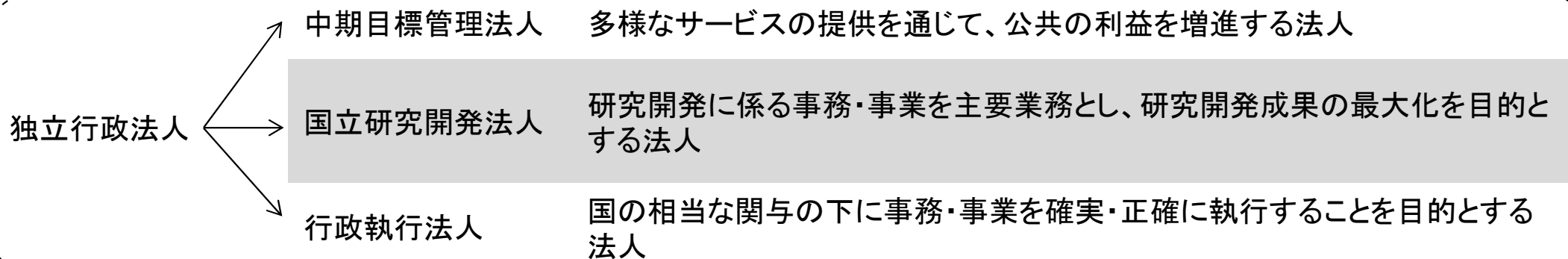
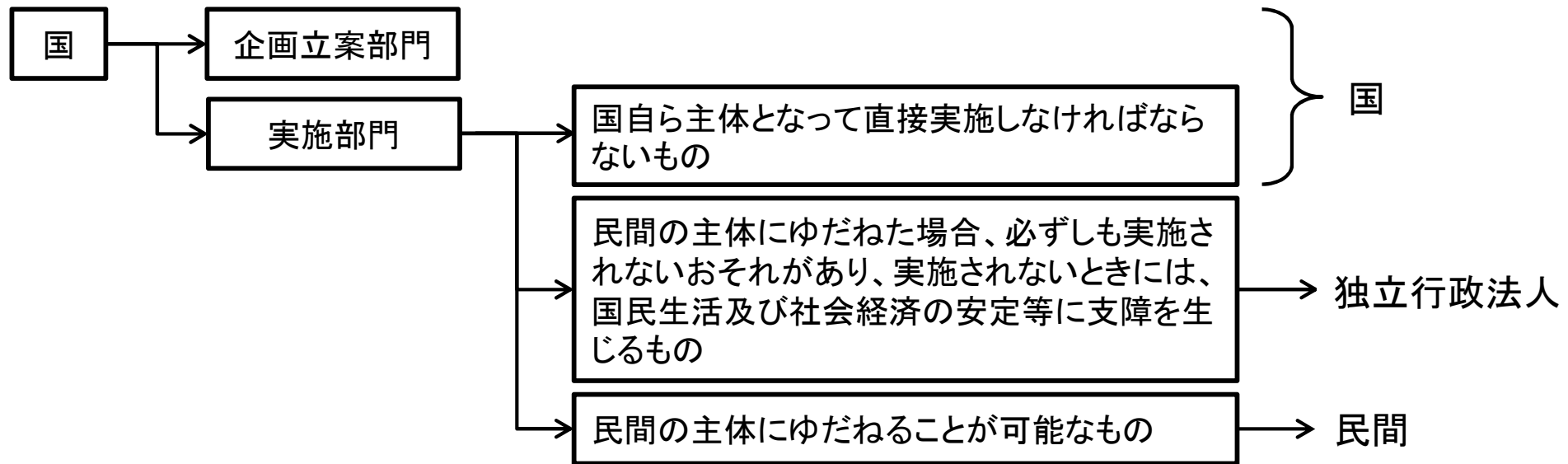
平成28年11月

文部科学省

科学技術・学術政策局

国立研究開発法人制度について

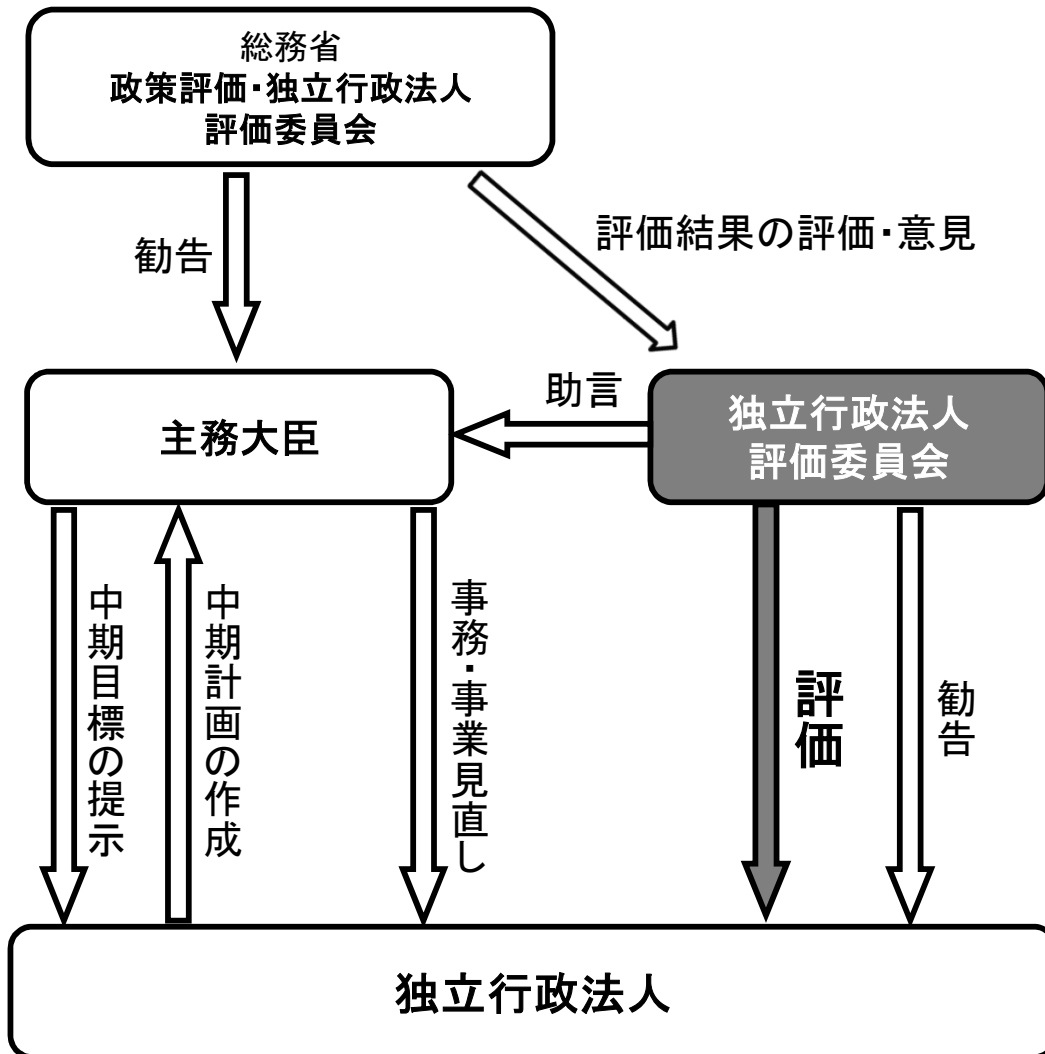
- 独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれがあるものなどを実施。
- 平成27年4月からは、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性から、他の独法とは異なる取扱いの必要性が認識され、研究開発を主たる事業とする独立行政法人が、新たに「国立研究開発法人」と位置づけられることとなった。
- 国立研究開発法人には、研究開発の特性を踏まえ、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられる。



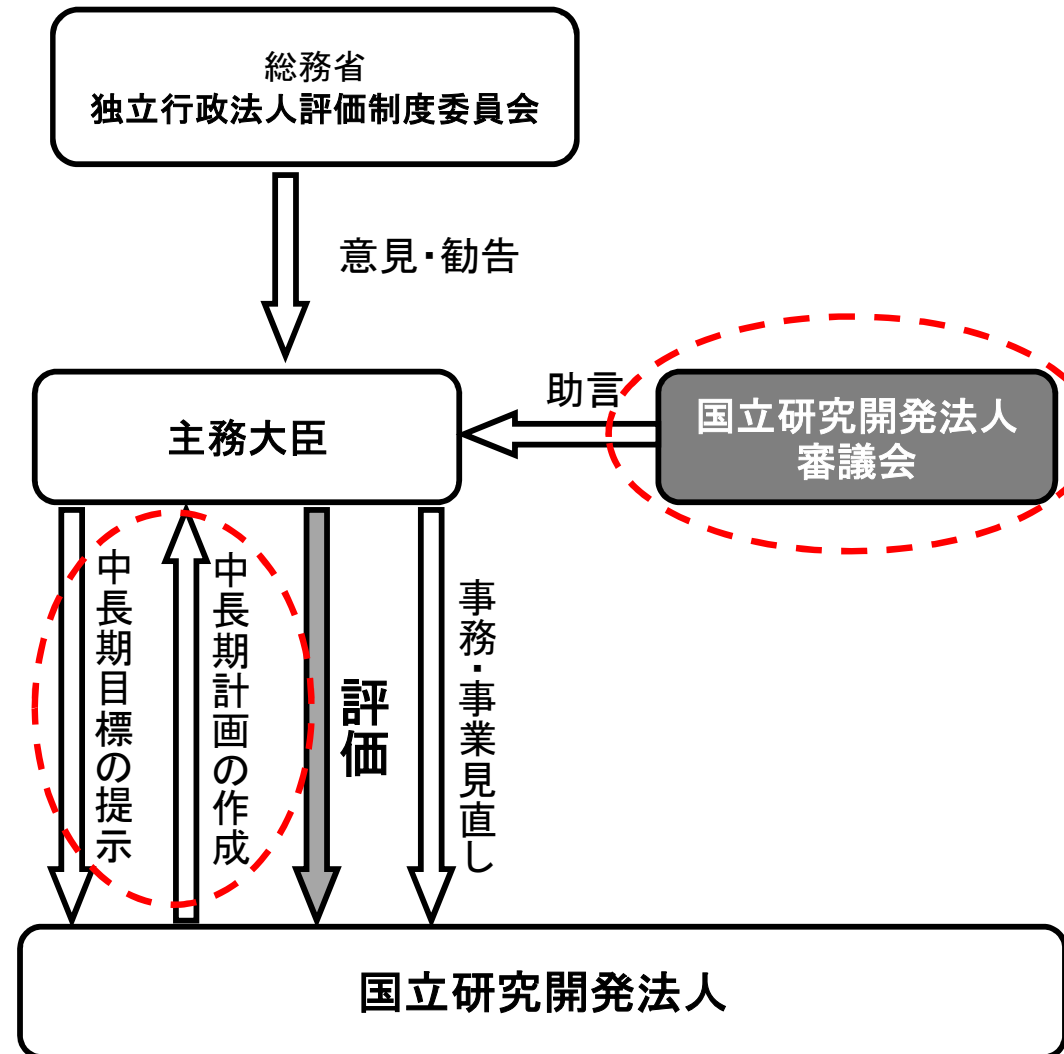
独立行政法人評価の制度(国立研究開発法人関係)

- 評価主体が独立行政法人評価委員会から主務大臣へ(同委員会は廃止)
- 主務大臣の評価等に当たって助言する機関として、『国立研究開発法人審議会』を新設

〈旧制度〉



〈新制度〉 H27.4.1~



国立研究開発法人制度に係る新旧制度の比較

参考

(独法通則法改正の主なポイント)

旧制度

法人類型

独立行政法人(全法人一律の性格)

目的

効率的かつ効果的に

目標策定 ・ 業績評価

目標期間: 3~5年

目標記載内容: サービスその他業務の質の向上等

評価主体: 独法評価委員会(外部有識者)

新制度(国立研究開発法人)

国立研究開発法人
(他に中期目標管理法、行政執行法人が類型化)

研究開発の最大限の成果を確保すること

目標期間: 5年~7年

目標記載内容: 研究開発の成果の最大化その他業務の質の向上等

評価主体: 主務大臣

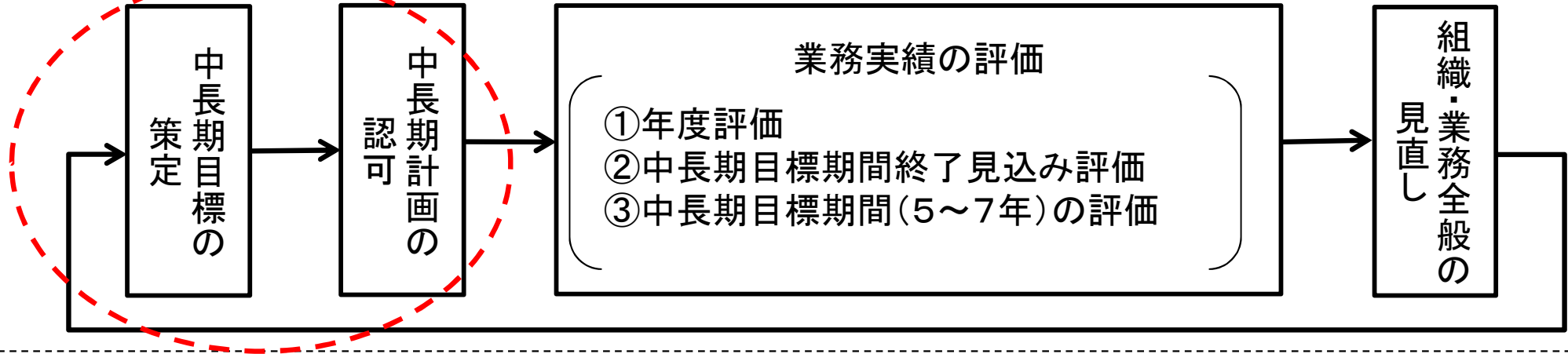
(国立研究開発法人に限り、主務大臣が、科学的専門性・多様性の観点から、審議会の意見を聴くこととされている。)

総合科学技術・イノベーション会議の関与

(目標策定・評価の指針に対し、国立研究開発法人に係る指針案を示し、総務省が策定する指針に適切に反映)

国立研究開発法人審議会について

- 先般の改正独法通則法(平成27年4月施行)に基づき、各所管府省に新設。
- 国立研究開発法人**に関して、①中長期目標の策定、②中長期計画の認可、③業務実績の評価、④組織・業務全般の見直しに当たって、**科学的知見等に即して主務大臣に助言**。
- さらに**外国人を委員に任命**し、国際水準も踏まえた審議体制を構築。(改正通則法により、特例的に全委員の5分の1の人数まで、外国人の任命も可能に。)



※ 委員数 : 審議会(18人)、各部会(7~11人)

国立研究開発法人審議会のスケジュール(イメージ)

	文部科学大臣	国立研究開発法人審議会	科学技術振興機構部会
平成28年 6月			部会④ 部会⑤
6月末	法人から自己評価書の提出		
7月			部会⑥
8月	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実績評価の決定 組織・業務の見直しの決定 	審議会⑥ 業務の実績評価 組織・業務の見直し	部会⑥ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (注) 組織・業務の見直し：独法通則法第35条により、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うこととされている。 </div>
平成29年 1～2月	<ul style="list-style-type: none"> 新中長期目標案決定 	審議会③ 新中長期目標 (新中長期計画の原案)	部会 新中長期目標 (新中長期計画の原案)
2月	<ul style="list-style-type: none"> 新中長期目標の決定 ⇒ 大臣から法人に指示 		
3月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 新中長期計画の認可 		

・業務の実績評価(※)
・組織・業務の見直し

(※) 平成27年度の評価及び中期目標期間(見込)の評価について実施

総務省委員会:業務の実績評価(目標期間見込)結果及び組織・業務の見直しについて点検

総務省委員会が点検

審議会・部会の進め方のイメージ(事務・業務の見直し／中長期目標・計画)

1. 法人・文部科学省による原案の作成

- 以下の原案について、法人・文科省が十分意思疎通を図って作成
 - ・ 事務・業務の見直し(案) : 文科省が作成
 - ・ 中長期目標(案) : 文科省が作成
 - ・ 中長期計画(案) : 法人が作成(文科省が認可)



2. 部会

- 上記の案について、各部会において、法人・文科省からヒアリングを行い、意見をとりまとめ



3. 審議会

- 各部会長から、上記の意見について説明
- 審議会として、案に対する意見を決定



4. 文部科学大臣による決定等

- 審議会の意見を踏まえて、各法人の事務事業の見直し等を決定(中長期計画は認可)

国立研究開発法人審議会に期待される役割

- 国立研究開発法人については、研究開発の持つ長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特性を踏まえた目標設定・評価を行うことがこれまで以上に求められる。
- そのため、本審議会は、研究開発領域や、研究開発に係る国際動向、法人のマネジメント等のご知見・ご経験を生かして、国立研究開発法人に係る目標策定・評価等が、科学的知見や国際的水準等に即したものとなるよう、所管大臣の決定に際しご助力いただくために設置されたもの。
- 本審議会には、国立研究開発法人において、その第一の目的である「研究開発成果の最大化」と、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」とを両立した運営がなされるよう提言を行っていただくことが期待される。
- また、審議にあたっては、
 - ① 研究開発は、機械的に効率性を図るだけでは「研究開発成果の最大化」を促すことにはならないことから、質的・量的、科学技術的・経済的・社会的、国際的・国内的、短期的・長期的な観点から総合的にご検討いただくほか、
 - ② 研究開発は、創造的な業務であり、必ずしも時間に応じた事業の進捗、成果の創出等が期待できないことへご配慮いただくとともに、
 - ③ 法人に対する意見のほか、国による制度運用の改善についてもご検討いただくなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて、積極的な貢献をお願いしたい。

通則法改正等による変更事項（中長期目標）

- 「**政策体系における法人の位置付け及び役割**」を記載（政策体系図も添付）。

独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日策定 総務大臣決定）（抄）

Ⅲ 2 国の政策体系との関係について

（2）このため、中長期目標の冒頭に、「**政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）**」といった法人全体を総括する章を設け、当該中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け、法人の役割（ミッション）、国の政策・施策・事務事業との関係、国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況、過去からの法人の活動状況等について、具体的かつ明確に記載する。

また、**国の政策体系において法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）**を中長期目標に添付する。

- 「**研究開発の成果の最大化**その他の業務の質の向上に関する事項」へ事項名が変更（現中期目標；「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」）。

独立行政法人通則法（最終改正：平成二六年六月一三日法律第六六号）（抄）

第三十五条の四

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

二 **研究開発の成果の最大化**その他の業務の質の向上に関する事項

- **評価軸及び評価指標、モニタリング指標を設定し、中長期目標の別添とする。**

独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日策定 総務大臣決定）（抄）

Ⅲ 5 通則法第35条の4第2項第2号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

（1）研究開発の事務及び事業に係る目標について

⑤ 「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、**目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示**する。

⑥ 評価軸と関連する指標等の設定について

iii このため、主務大臣は、指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、**評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示**する。

国立研究開発法人の評価に関する評価軸の設定について（平成26年12月8日 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（企画担当）事務連絡）（抄）

○ 評価軸は、科学技術イノベーション政策等国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとするべきであることから、中長期目標策定時等に当初設定した評価軸を維持することに固執し過ぎることは必ずしも適当ではなく、むしろ、評価に際して、「研究開発成果の最大化」の目的等に照らし、国の政策の変更、科学技術の進展、社会環境の変化その他の諸事情の変化等を踏まえて適宜迅速かつ柔軟に評価軸を見直すことが可能とすることが重要である。そのため、**評価軸は、中長期目標、中長期計画の中に記述するのではなく、別添のような形で整理することなども検討**をする。

(参考)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績

3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かななければならない。

(中長期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条の七 主務大臣は、前条第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中長期目標の期間の終了時まで、当該国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴かななければならない。